

認 第 1 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別

紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年6月7日提出

野田市長 鈴木 有

専 決 処 分 書

野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年3月31日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 21 号

野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(野田市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 野田市税賦課徴収条例（昭和25年野田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第25条第4項中「第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において」を「特定配当等申告書（）に、「もの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第28条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第25条第6項中「第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）に、「もの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第28条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第26条の8第1項中「第25条第4項の申告書」を「第25条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第33条の7第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第34条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項各号列記以外の部分中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に

改める。

第41条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改める。

第41条の2中「100分の1.4」を「、100分の1.4」に改め、同条を第41条の3とし、第41条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第41条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

第42条の2の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第42条の3の見出し及び同条第1項中「あん分」を「按分」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「あん分」を「按分」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第55条の5において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第55条の5において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分」を「按分」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第55条の5第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦

課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第6条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第8条を次のように改める。

(読み替規定)

第8条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第41条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第8条の2第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第11項を次のように改める。

11 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第8条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第3項中「附則第7条第3項各号」を「附則第7条第4項各号」に改め、同条第5項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第6項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第7項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「附則第7条第8項各号」

を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第9項各号列記以外の部分中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第10項各号列記以外の部分中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項の次に次の2項を加える。

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第14条の2の4第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動

車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条の3を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第14条の3 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するか否かの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第67条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第69条及び第70条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第11条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第14条の3第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第14条の4第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第25条

第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第25条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第25条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるとき。

附則第18条中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改める。

附則第19条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下の条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の5第4項中「第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）を「特例適用配当等申告書（）に、「ものに限り、その時までに提出された第28条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下の項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるとときは、この限りでない。

- (1) 第28条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の6第4項中「第28条の2第1項の規定による申告書（そ

の提出期限後において」を「条約適用配当等申告書（）に、「もの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第28条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の6第6項中「第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

（野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年野田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第14条の2の4第1項の表第66条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第66条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の野田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第33条の7第3項及び第5項並びに第34条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第33条の7第3項又は第34条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第41条第8項及び附則第8条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第41条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第42条の3第2項及び第55条の5の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを野田市税賦課徵収条例第67条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（野田市税賦課徵収条例第69条及び第70条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

参考資料

野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市税賦課徴収条例（昭和25年野田市条例第27号）（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の <u>特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u> に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(<u>特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第 28 条の 2 第 1 項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第 28 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の <u>特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u> に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(<u>特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないこ</u></p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の <u>第 28 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 28 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)</u> に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(<u>これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の <u>第 28 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 28 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)</u> に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(<u>これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。</u>)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>

とが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 28 条の 2 第 1 項の規定による申告書

(2) 第 28 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第 26 条の 8 所得割の納税義務者が、第 25 条第 4 項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、第 26 条の 3 及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第 33 条の 7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
第 26 条の 8 所得割の納税義務者が、第 25 条第 4 項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 6 項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第 2 章第 1 節第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、第 26 条の 3 及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第 33 条の 7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書によって納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納

付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する滞納金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

- 4 (略)
- 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を滞納金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第34条の2第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する滞納金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 (略)
- 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を滞納金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第34条の2第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項

項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第9条の2の規定を適用することができる。

- 7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第34条第3項及び第34条の2第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第34条第3項及び第34条の2第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第34条の2第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第34条の2第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第34条の2第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第9条の2の規定を適用することができる。
(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第34条 法人の市民税の納税者は法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、

第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第9条の2の規定を適用することができる。

- 7 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第34条第3項及び第34条の2第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第34条第3項及び第34条の2第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第34条の2第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第34条の2第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第34条の2第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第9条の2の規定を適用することができる。
(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第34条 法人の市民税の納税者は法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、

その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 (略)

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、増額更正があったとき)に限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該増額更正の通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間

(固定資産税の課税標準)

第41条 (略)

その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 (略)

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたとき)に限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

(固定資産税の課税標準)

第41条 (略)

<p>2~7 (略)</p> <p>8 法第 349 条の 3 又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかる法第 349 条の 3 又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 までに定める額とする。</p> <p>9・10 (略) (法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合) <u>第 41 条の 2</u> 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>2 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>3 法第 349 条の 3 第 30 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 (固定資産税の税率) <u>第 41 条の 3</u> 固定資産税の税率は、100 分の 1.4 とする。 (施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第 42 条の 2 施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定による割合</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略) (法第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額の按分の申出)</p> <p>第 42 条の 3 法第 352 条の 2 第 5 項の規定による同条第 1 項第 1 号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第 2 号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納稅義務者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p>	<p>2~7 (略)</p> <p>8 法第 349 条の 3、第 349 条の 4 又は第 349 条の 5 の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前 7 項の規定にかかる法第 349 条の 3、第 349 条の 4 又は第 349 条の 5 に定める額とする。</p> <p>9・10 (略)</p> <p>(固定資産税の税率) <u>第 41 条の 2</u> 固定資産税の税率は 100 分の 1.4 とする。 (施行規則第 15 条の 3 第 2 項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第 42 条の 2 施行規則第 15 条の 3 第 2 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定による割合</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略) (法第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額のあん分の申出)</p> <p>第 42 条の 3 法第 352 条の 2 第 5 項の規定による同条第 1 項第 1 号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第 2 号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納稅義務者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p>
---	--

	(1)～(4) (略) (5) 法第352条の2第1項の規定により <u>按分</u> する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法	(1)～(4) (略) (5) 法第352条の2第1項の規定により <u>あん分</u> する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
2	法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の <u>按分</u> の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第55条の5において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第55条の5において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第55条の5において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第55条の5において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第55条の5において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第55条の5において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。	法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の <u>あん分</u> の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第55条の5において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第55条の5において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第55条の5において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第55条の5において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。
	(1)～(5) (略) (6) 法第352条の2第3項の規定により <u>按分</u> する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法	(1)～(5) (略) (6) 法第352条の2第3項の規定により <u>あん分</u> する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
3	法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の <u>按分</u> の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項	法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の <u>あん分</u> の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7

の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 (略)

(被災住宅用地の申告)

第55条の5 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 (略)

(被災住宅用地の申告)

第55条の5 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において第28条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(読替規定)

第8条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第41条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 (略)

2~4 (略)

5 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第44項に規定する市町村

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において第28条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(読替規定)

第8条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第41条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 (略)

2~4 (略)

5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第40項に規定する市町村

の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第4項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

4 (略)

5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号□に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

の条例で定める割合は、4分の3とする。

12 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第3項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

4 (略)

5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

- 7 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 26 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
 (1)～(6) (略)
- 8 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 (1)～(3) (略)
 (4) 令附則第 12 条第 30 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
 (5) (略)
 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
 (7) (略)
- 9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 (1)～(4) (略)
 (5) 热損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 38 項に規定する補助金等
 (6) (略)
- 10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了し
- 7 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
 (1)～(6) (略)
- 8 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 (1)～(3) (略)
 (4) 令附則第 12 条第 28 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
 (5) (略)
 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 29 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
 (7) (略)
- 9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 (1)～(4) (略)
 (5) 热損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 36 項に規定する補助金等
 (6) (略)

た日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

11 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 38 項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

12 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 14 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐

10 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐

震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第14条の2の4 (略)

2 (略)

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 (略)

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、

震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第14条の2の4 (略)

2 (略)

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 (略)

車税に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 66 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

- 第 14 条の 3 市長は、軽自動車税の賦課徴収に
関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から
第 7 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の
軽自動車に該当するか否かの判断をする
ときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30
条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認
定等をいう。次項において同じ。)に基づき
当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額につ
いて不足額があることを第 67 条第 2 項の納
期限(納期限の延長があったときは、その延
長された納期限)後において知った場合に
おいて、当該事実が生じた原因が、国土交通
大臣の認定等の申請をした者が偽りその他
不正の手段(当該申請をした者に当該申請
に必要な情報を直接又は間接に提供した者
の偽りその他不正の手段を含む。)により国
土交通大臣の認定等を受けたことを事由と
して国土交通大臣が当該国土交通大臣の認
定等を取り消したことによるものであると
ときは、当該申請をした者又はその一般承継
人を賦課期日現在における当該不足額に係
る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなし
て、軽自動車税に関する規定(第 69 条及び
第 70 条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納
付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額
に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算
した金額を加算した金額とする。

- 4 第 2 項の規定の適用がある場合における
第 11 条の規定の適用については、同条中
「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第 14

第 14 条の 3 削除

条の 3 第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該 3 輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第 14 条の 4 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納稅義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 25 条第 4 項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第 1 項及び第 2 項並びに第 26 条の 3 の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第 25 条第 4 項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第 25 条第 4 項第 1 号に掲げる申告書及び同項第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適當であると市長が認めるとき。

3 (略)

(読替規定)

第 18 条 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 17 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 44 項若しくは第 45 項、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 140 条第 2 項中「又は第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第 14 条の 4 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納稅義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 25 条第 4 項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第 25 条第 1 項及び第 2 項並びに第 26 条の 3 の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 (略)

(読替規定)

第 18 条 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 17 項から第 24 項まで、第 26 項、第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 37 項、第 42 項若しくは第 45 項、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 140 条第 2 項中「又は第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第19条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1)・(2) (略)
- 2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。
- 3 (略)
(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
- 第20条の5 (略)
- 2・3 (略)
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納稅通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことにつ
- 第19条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。
- (1)・(2) (略)
- 2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。
- 3 (略)
(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
- 第20条の5 (略)
- 2・3 (略)
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第28条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする

いてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第20条の6(略)

2・3(略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第28条の2第1項の規定による申告書

(2) 第28条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5(略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第26条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の6第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定

旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

第20条の6(略)

2・3(略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5(略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第26条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の6第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後にお

の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第25条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

いて市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第25条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

○ 野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成26年野田市条例第13号)(第2条関係)

改 正 案	現 行												
(適用労働者の賃金等) 附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第66条及び新条例附則第14条の2の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>新条例附則第2号ア 第14条の2 の4第1項の 表第2号ア の項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	新条例附則第2号ア 第14条の2 の4第1項の 表第2号ア の項	(略)	(略)	(略)	(適用労働者の賃金等) 附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第66条及び新条例附則第14条の2の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>新条例附則第66条第2 第14条の2号ア の4第1項の 表第66条第 2号アの項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	新条例附則第66条第2 第14条の2号ア の4第1項の 表第66条第 2号アの項	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)												
新条例附則第2号ア 第14条の2 の4第1項の 表第2号ア の項	(略)												
(略)	(略)												
(略)	(略)												
新条例附則第66条第2 第14条の2号ア の4第1項の 表第66条第 2号アの項	(略)												
(略)	(略)												